

野田市公告第 87 号

野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 61 年野田市条例第 36 号）第 6 条第 1 項の規定により、賦課対象区域を次のとおり決定する。

令和 7 年 4 月 1 日

野田市長 鈴木 有

1 賦課対象区域

(1) 野田第 2 負担区

大 字	小 字	区 分
上花輪	神明腰	一部

(2) 野田第 3 負担区

大 字	小 字	区 分
清水	真木ノ地、馬作	各一部
山崎	宿里	
花井新田	中野馬込	
谷津	東賤ヶ谷、西賤ヶ谷	
吉春	東賤ヶ谷	
蕃昌新田	檜溜	
七光台		
尾崎	堂山、篠山、遠島	

なお、関係図書は令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 15 日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間（但し、土曜日、日曜日及び休日は除く）、野田市建設局土木部下水道課において縦覧に供する。